

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている企業の皆様へ＞

## 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を ハローワーク草津で開催します！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。

このため、ハローワークでは、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催します。



### 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、（予 定）「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ◆講座時間：120分程度（講義100分、質疑応答20分程度）を予定
- ◆受講対象：主に精神・発達障害者と同僚として共に働いている職員または働く予定となっている職員（非常勤職員も含む）



※ 他地域の講座の開催日程は、各都道府県労働局職業対策課にお問い合わせ頂くか、HPをご覧ください。



職場への  
出前講座も  
あります

講師が職場に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、相談できます。

※ 詳しくは、ハローワーク草津の障害者窓口までお問い合わせください。

日時：2025年11月6日（木） 13:30～15:30

場所：ハローワーク草津 大会議室（草津市野村5丁目17-1）

e-ラーニング版 を公開しています！



しごとサポーター eラーニング

検索

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

ご留意  
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、裏面のお問い合わせ先へ !!



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

民間企業向け  
令和7年度 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座  
実施日時: 令和7年11月6日(木)13:30～15:30

参加申し込みについて

＜メールで申し込み＞

下記項目についてメール本文に記載し、草津公共職業安定所のメールアドレス(kusatsu-anteisho@mhlw.go.jp)へ送信ください。

確認後、メールまたはお電話で着信確認のご連絡をさせていただきます。

- ・件名 「令和7年度精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の申し込み」
- ・本文
  - ・企業名
  - ・企業所在地
  - ・電話番号
  - ・参加者数
  - ・参加者氏名（部署、職名）

＜電話で申し込み＞

草津公共職業安定所の電話(077-562-3720 43#)にかけていただき、下記項目をお知らせください。

企業名

企業所在地

電話番号

参加者数

参加者氏名（部署、職名）

※障害者窓口担当: 中司あてご連絡ください

※1事業所で複数名の申し込みの場合は、定員を超えた時点で参加人数調整のお願いをすることがあります。